

平成29年 2月13日

愛媛県社会保険労務士会長 様

日本年金機構四国地域部長

高松広域事務センター設置に伴う事務処理等の標準化について

平素より当機構の事業運営に格段のご理解及びご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、この度の高松広域事務センター設置に伴い、「賞与支払届総括表及び賞与支払届ターンアラウンド」及び「70歳該当届提出勧奨」を社会保険労務士様の受託事業所へ送付したところですが、当方における社会保険労務士様への事前周知等調整不足によりまして、多大なご迷惑をおかけいたしましたことに心からお詫び申し上げます。

当該届書につきましては、今後におきましても社会保険労務士様の受託事業所を含め事業主宛に送付させていただきます。

なお、受託事業所にかかる平成29年度の「算定基礎届等関係書類」につきましては受託届に基づき社会保険労務士様あて送付する予定です。

つきましては、当該取扱いにかかるご理解及びご協力をお願いいたしますとともに、貴会会員の皆様へご周知くださいますよう併せてよろしくお願い申し上げます。

また、高松広域事務センターにおける業務処理の遅れ等によりご迷惑をおかけしていることにつきましても、心からお詫び申し上げます。現在、早期改善に向け鋭意努力しておりますので、ご理解とご協力のほどよろしくお願い申し上げます。

照会先

日本年金機構四国地域部

適用・徴収グループ 大崎、寺岡

電話 087-811-2604 (直通)

